

郡山農業振興地域整備計画の総合的な見直しに関する有識者検討会設置要綱

(設置)

第1条 郡山農業振興地域整備計画（平成8年8月21日策定。以下「整備計画」という。）を総合的に見直すに当たり、有識者から意見を聴くため、郡山農業振興地域整備計画の総合的な見直しに関する有識者検討会（以下「有識者検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者検討会は、次に掲げる事項に関して意見交換を行う。

- (1) 国内の農業情勢の動向及び将来予測に関すること。
- (2) 市の農業の振興の方針に関すること。
- (3) 整備計画の現状及び課題に関すること。
- (4) その他農業振興に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者検討会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、農業関係団体の関係者、行政書士会が推薦する者、不動産関係者、学識経験者等から市長が委嘱する。
- 3 有識者検討会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、有識者検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員は整備計画の総合的な見直しによる変更が終了したことをもって、解嘱されるものとする。

(会議)

第4条 有識者検討会の会議は、会長が議長となる。

- 2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 有識者検討会の庶務は、農商工部農業政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日一部改正し、施行する。